

共同研究規則

(規程第 39 号)

(目 的)

第1条 本規則は、豊田工業大学（以下、本学という）又は、本学の教育職員（以下、担当教員という）が学外者若しくは学内の他の研究室に所属する教育職員と共同研究を行う場合の取扱いに関する基本的事項について定める。

(定 義)

第2条 本規則において、共同研究とは、「本学又は担当教員が学外の機関又は個人、若しくは学内の他の研究室に所属する教育職員（以下、共同研究者という）と研究を共同又は分担して行う」ことをいう。

(届 出)

第3条 共同研究を行おうとする担当教員又は共同研究者は、別に定める様式による届出書又は、共同研究申込書を学長に提出する。
但し、別に定められた手続による場合はこの限りでない。

(受 理)

第4条 学長は、前条の届出又は申込について、受理の可否を決定する。

(契約の締結)

第5条 学長は、学外者との共同研究について契約の締結が必要と判断した場合、教授会の議を経て、共同研究契約を締結する。

2 前項の共同研究契約には、次の事項を記載する。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の担当者名
- (4) 共同研究の期間
- (5) 共同研究の分担及び進め方（研究員の本学への派遣の有無等）
- (6) 費用又は設備等の負担区分
- (7) 発明・考案・意匠創作等研究成果の取扱

(8) その他共同研究を行うために必要な事項

(研究発表)

第6条 本学が分担した共同研究の結果は、原則として本学又は、当該担当教員によって公表する。

但し、契約で別に定めた場合又は、共同研究者から理由を付して申出がある場合は、その全部又は一部を公表しないこととすることができる。

(特許等の取扱い)

第7条 共同研究により、担当教員が行なった発明・考案・意匠創作（以下、発明等という）の取扱いは、契約で別に定めるほか、発明等取扱規則の規定を準用する。

(報 告)

第8条 共同研究が終了した時、担当教員は学長に報告する。

(収受研究費の取扱い)

第9条 本学が分担する学外者との共同研究について、共同研究者がその研究費の全部又は一部を負担する場合、当該研究費に関する取扱いは原則として委託研究規則の規定を準用する。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、教授会の審議を経て理事長がこれを決定する。

付 則

1. 本規則は、平成 10 年 4 月 1 日から改正施行する。

制定 昭和 61 年 5 月 15 日

改正 1 回 平成 10 年 3 月 9 日